

議 第 1 9 号

国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

本市国民健康保険条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定するものとする。

令和 8 年（2026 年）2 月 1 6 日 提出

柏 崎 市 長   櫻   井   雅   浩

記

新潟県柏崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例

新潟県柏崎市国民健康保険条例（昭和 3 4 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 条並びに附則第 3 条の前の見出し並びに同条及び第 4 条を削り、附則第 1 条の見出し及び条名を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



新潟県柏崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例（昭和34年3月31日条例第8号）

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>(略)</p>	<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</p> <p><b>第2条</b> 給与等 (所得税法 (昭和40年法律第33号) 第28条第1項に規定する給与等) をい、賞与 (健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。) を除く。以下同じ。) の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき (新型コロナウイルス感染症 (病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス (令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。) である感染症をいう。以下同じ。) に感染したとき、又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。) は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</p> <p>2 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額 (その金額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。) の3分の2に相当する金額 (その金額に、50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。) とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。</p> <p>3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)</p> <p><b>第3条</b> 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けけることが</p>

改正後	改正前
	<p>できる者に対しては、これを受けることができる期間は、<u>傷病手当金を支給しない。</u>  <u>ただし、その受けることができる給与等の額が、前条第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。</u></p> <p><b>第4条</b> <u>前条に規定する者が、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金の差額を支給する。ただし、同条ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。</u></p> <p>2 <u>前項の規定により市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。</u></p>